

## 幼児センター保育料について

### ◇1号認定（教育標準時間）・2号認定（保育標準時間・保育短時間）

認定を受けたすべての子どもが無料となります。

### ◇3号認定（保育標準時間・保育短時間）

階層区分	定 義	3歳未満児	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	12,800円	12,500円
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	17,500円	17,200円
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,500円
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	40,000円	39,200円
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,900円	53,800円
第8階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	72,000円	70,600円

ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯で第2階層、第3階層、第4階層、第5階層（一部）の世帯は、次の表が適用されます。

階層区分	定 義	3歳未満児	
		標準時間	短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,050円	4,050円
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	8,100円	8,100円
第5階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	8,100円	8,100円

- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、同一世帯から子どもの年齢に関係なく、第2子が半額・第3子以降は無料となります。  
【ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯においては、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合に第2子以降が無料となります。】
- 階層区分が第3階層から第6階層の世帯は、同一世帯から子どもの年齢関係なく、第2子以降の3歳未満児は無料となります。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、小学校就学前の範囲にある子どもにおいて、第2子が半額・第3子以降は無料となります。

### ◇保育料の決定時期

前期（4～8月） 前年度の世帯の市町村民税の合計額によって保育料を決定

後期（9～3月） 今年度の世帯の市町村民税の合計額によって保育料を決定

※ 市町村民税の額は、サラリーマンなどお勤めの方は「給与所得等に係る町民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、自営業などの方は「町・道民税 税額変更決定・納税通知書」などで確認できます。